

出前講座（地域防災指導員養成講座）

令和8年7月4日

災害時避難行動 要支援者の支援について

藤枝市健康福祉部福祉政策課

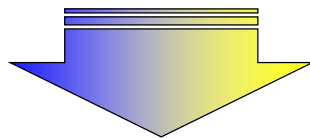
いざという時に備えて

【日頃】

- ・自宅周辺の危険度や避難先・避難経路を確認

【災害接近時】

- ・TVや同報無線で情報を収集、避難の判断
- ・被害を受ける前に、避難行動



あなたは、全てスムーズにできますか？
近隣の家の人と同じでしょうか？

避難支援の基本

自助	<p>平常時における備えや訓練などを徹底し、可能な限り自力での安全確保に努める。 (家族等の支援を含む)</p>
共助	<p>自助が困難な要支援者に対し、地域住民及び自主防災組織等が連携、協調して支援にあたる。 避難支援では、「共助」が支援における中心的な役割を担う。</p>
公助	<p>共助でも不可能な対応については、市が関係機関と連携を図りながら行う。 また、平常時における市民への啓発活動や防災対策等の指導を行う。</p>

災害時避難行動要支援者とは

高齢者や障害のある人等のうち、
「災害時に単独（家族を含む）で避難が難しく、
支援が必要な人」

具体例

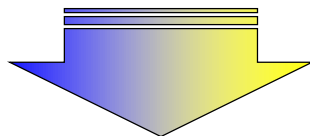
- ①避難指示等の「情報を得る」ことが難しい
- ②避難が必要という「理解・判断」が難しい
- ③実際に逃げる「避難行動」が難しい

避難行動要支援者名簿の作成

国の検証（平成23年 東日本大震災）

①死者数のうち、65歳以上が約6割

②障害者の死亡率は、被災者全体の約2倍



法改正（平成25年）

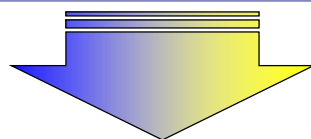
- 「災害時に配慮が必要な人」の対応を、時系列で整理
- このうち「避難行動に支援が必要な人」は名簿を作成しておくことを市町村に義務付け

個別避難計画の作成

国の検証(令和元年台風19号等)

①多くの高齢者が被害に遭った

②障害者等の避難が適切に行われなかった



法改正(令和3年)

- 実効性のある避難支援には、個別避難計画が有効
- 福祉専門職の参画が、計画作成に有効
 - (1)「本人の状況等」をよく把握している
 - (2)信頼関係が期待できる

個別避難計画とは

- 災害発生時に、一人では避難ができない方を支援するための『避難計画』と『情報』のまとめ

【避難計画】

「どこに」「どのように」「誰と」逃げるか

【情報】

「誰が」「なぜ(高齢・障害 等)」支援が必要か

藤枝市の取り組み

災害時における避難行動要支援者登録申請書 兼 登録台帳（個別計画書）

秘

私が本台帳(裏面の防災世帯台帳を含む)により届け出た情報を、避難支援を目的として、平常時から自治会・町内会・自主防災会・民生委員・地域支援者・藤枝市・警察署・志太消防本部に提供することを承諾します。

年 月 日 本人氏名

代筆者氏名

(続柄等:)

1. 避難時に支援を必要とする本人の情報

対象者	1人目 氏名 (ふりがな:)	2人目 氏名 (ふりがな:)
身体等の状況	身障手帳 () 級 障害名 () 療育手帳 (A・B) 精神手帳 () 級 要介護 (1・2・3・4・5) 高齢者のみ世帯	身障手帳 () 級 障害名 () 療育手帳 (A・B) 精神手帳 () 級 要介護 (1・2・3・4・5) 高齢者のみ世帯
歩行・移動	自分で歩ける ・ 他者の支えが必要 ・ 寝たきり ・ 車椅子等使用	自分で歩ける ・ 他者の支えが必要 ・ 寝たきり ・ 車椅子等使用
避難支援等が必要な事由	(身体や介護等の状況)	(身体や介護等の状況)
かかりつけ医療機関	名称 (TEL - -)	名称 (TEL - -)
介護保険サービス	事業所 (TEL - -)	事業所 (TEL - -)
	ケアマネジャー 氏名 (TEL - -) 所属先	ケアマネジャー 氏名 (TEL - -) 所属先
障害福祉サービス	事業所 (TEL - -)	事業所 (TEL - -)
家族等の連絡先(緊急時)	氏名 (続柄) 住所 (TEL - -)	氏名 (続柄) 住所 (TEL - -)
	氏名 (続柄) 住所 (TEL - -)	氏名 (続柄) 住所 (TEL - -)

2. 避難支援計画

情報伝達方法・情報伝達の留意事項等(特に視覚・聴覚障害者)	
避難方法、避難誘導時・避難先での留意事項等(特に医療行為が必要な人)	常備薬について(無・有 → 薬名) ()

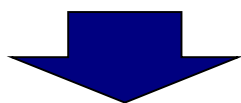
避難時の地域支援者 ※	1 氏名	藤枝市	TEL - -
	2 氏名	藤枝市	TEL - -
	3 氏名	藤枝市	TEL - -

※地域支援者とは、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく、で、責任を伴うものではありません

避難行動要支援者登録申請書 兼 登録台帳(個別計画書)についての問い合わせ先 : 福祉政策課(643-3148)

令和8年度葉梨地区での取組

① 対象と思われる人を市で抽出し、個別に案内



② 市と関係者（自主防災会等）が名簿を共有



③ 市と町内会等が協力し、個別避難計画を作成

- ・危険度が高い場所に住む人から優先的に作成
- ・実効性のある計画を作成

まとめ

- 一人では避難ができない方には、個別避難計画の作成が重要
- 支援が必要と思われる方がいれば、地域の皆様からの声掛けや情報共有をお願いします
- 発災時の避難支援は、地域の力が不可欠です